

一般社団法人日本内燃力発電設備協会

各位

今般、経済産業省より「感電死傷事故に関する注意喚起」（令和7年6月12日）が公表されました。

[感電死傷事故に関する注意喚起（METI/経済産業省）](#)

各位におかれましては、以下の添付資料に基づき、感電死傷事故にご注意いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

感電死傷事故に関する注意喚起

令和7年6月12日
経済産業省産業保安・安全グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保にご尽力いただき、誠にありがとうございます。例年、夏季には感電による死傷事故が増加する傾向にあります。特に、令和4年度から令和6年度にかけて発生した作業員の感電死傷に関する重大事故17件のうち、二次請け以上の事業者にも属する作業員の重大事故は9件を占めていることが明らかとなりました。また、同期間の第三者の過失等による感電死傷に関する重大事故7件のうち、電気設備に関する工事等以外の事業者が電線路等に接触して感電した重大事故は6件発生しております。このような重大事故においては、工事や保守点検作業（以下、「工事等」という。）の実施について、安全上必要な情報共有や安全な作業に必要な対応等がなされていなかったことが原因として挙げられます。

夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

記

<工事業者の皆様>

1. 設置者及び電気主任技術者との連絡体制の確立

電気事業法第43条第5項に基づき、電気設備に関する工事等は、電気主任技術者の監督の下で作業を行う必要があります。このため、工事等の実施前に、必ず設置者に対して電気主任技術者に連絡するよう依頼するか、工事業者自身が電気主任技術者に連絡を入れてください。

その上で、以下のような工事等でも事故やヒヤリハットが発生していますので、念のため、工事等に先立ち、電気主任技術者への連絡をお願いします。また、電気主任技術者と十分なコミュニケーションを図り、現場のどこに危険源が存在するかといった確認や安全対策も行ってください。

- ・ 設備や建物の塗装工事、外壁工事などで足場やクレーンを使用する工事、地面の掘削を伴う工事、街路樹等の樹木伐採など、一見電気に関連しない工事や作業等（例えば、高圧の引込線のすぐ近くに工事作業のための足場を立ててしまい、そのまま作業を続けると高圧線に触れる危険があった事例など）
- ・ エアコンやエレベーターに係る工事など、通常は電気室やキュービクルでの作業を伴わない工事等（例えば、本来はキュービクル外の電源に接続すべきところが見つからず、誤ってキュービクルを開けてしまった事例など）
- ・ 工事等の実施に先立つ下見作業等（例えば、保守点検作業の下見のためにキュービクルを開けてしまい、充電部に触れて感電した事例など）

別添事例集も参照ください。

URL :

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/06/kanden_jireisyu.pdf

2. 定期的な安全教育や訓練の実施、外注先の事業者への適切な指導

工事の実施に当たっては、普段からの定期的な安全教育や訓練の実施が重要であり、さらに、発注者側に属する安全管理を行う者が作業現場において、外注先の工事について安全確保の観点から現場で指導・教育を行うことも有効です。

また、工事の一部を外注する場合は、労働安全衛生法第29条に基づき、元方事業者として外注先の事業者が労働安全衛生法令に違反しないよう適切に指導を行ってください。具体的には、労働安全衛生規則第5章で規定されている、「工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止」、「絶縁用防具の装着等」、その他の「電気による危険の防止」などについて、適切に指導してください。

こうした取り組みを積極的に検討し、現場での安全確保の強化をお願いいたします。

皆様のご協力により、感電による死傷事故を未然に防ぐとともに、安全な作業環境を確保することにつながります。引き続き、電気保安の確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上

【関係条文】

<電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）>

（主任技術者）

第四十三条 1～3（略）

- 4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に
行わなければならない。
- 5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにす
る指示に従わなければならない。

<労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）>

（元方事業者の講ずべき措置等）

- 第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律
又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。
- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれ
に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければ
ならない。
 - 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。